

## 第9章

---

---

# 消防法施行令第32条 特例基準

---

---

第1節 共通

第1 町内会集会場又は団地内集会場	1
第2 建築物と建築物が、輸送システム（ベルトコンベア等を使用して物品等を運搬するシステムにあつて、当該ベルトコンベア等の上部の屋根等の覆いがあるものをいい、点検等を除き、常時は無人状態であるものをいう。）で接続されている場合	1
第3 屋外消火栓設備及び消防用水	2
第4 同一敷地内の複数の病院	2
第5 長屋住宅の一部を令別表第1に掲げる用途として使用する場合	2
第6 共同住宅特例を適用している防火対象物の一部に福祉施設等が入居する場合	3

## 第2節 消火設備

第1	消火器具の特例基準	1
第2	屋内消火栓設備の特例基準	1
第3	閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる スプリンクラー設備の特例基準	3
第4	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の特例基準	4
第5	開放型スプリンクラーヘッドを用いる スプリンクラー設備の特例基準	5
第6	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の特例基準	5
第7	水噴霧消火設備の特例基準	6
第8	泡消火設備（低発泡を用いるもの）の特例基準	6
第8-1	特定駐車場用泡消火設備の特例基準	6
第9	不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備の特例基準	6
第10	不活性ガス（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの） 消火設備の特例基準	8
第11	ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を用いるもの）の特例基準	8
第12	ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK5-1-12を 放射するもの）の特例基準	8
第13	粉末消火設備の特例基準	8
第14	屋外消火栓設備の特例基準	9

第 15	動力消防ポンプ設備の特例基準 . . . . .	9
第 16	パッケージ型消火設備の特例基準 . . . . .	9
第 17	パッケージ型自動消火設備の特例基準 . . . . .	9

第3節 警報設備

第1	自動火災報知設備の特例基準	1
第2	特定小規模施設用自動火災報知設備の特例基準	5
第3	複合型居住施設用自動火災報知設備の特例基準	6
第4	ガス漏れ火災警報設備の特例基準	6
第5	漏電火災警報器の特例基準	6
第6	消防機関へ通報する火災報知設備の特例基準	7
第7	非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の特例基準	9
第8	非常警報設備（放送設備）の特例基準	9

第4節 避難設備

第1	避難器具の特例基準 . . . . .	1
第2	誘導灯及び誘導標識の特例基準 . . . . .	14

第 5 節 消防用水

仮設建築物 . . . . . 1

第6節 消火活動上必要な施設

第1	排煙設備の特例基準	1
第2	加圧防排煙設備の特例基準	1
第3	連結散水設備の特例基準	1
第4	連結送水管の特例基準	2
第5	非常コンセント設備の特例基準	2
第6	無線通信補助設備の特例基準	2



## 第9章

### 第7節 非常電源

なし

## 第9章

### 第8節 総合操作盤

なし

第 9 節 特定共同住宅等

特例基準 . . . . . 1

○ 建築設備等に関する指導基準  
(平成 10 年 11 月 10 日付け予第 1064 号)

第 1	防火戸に設ける開放可能な部分の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2	避難経路に係る誘導標識等の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・	2

○ 電気設備が設置されている部分等における  
消火設備に係る運用基準

第 1	電気設備が設置されている部分等に関する事項・・・・・・・・	1
第 2	多量の火気を使用する部分等に関する事項・・・・・・・・	2
第 3	令第32条に係る特例基準・・・・・・・・	2
第 4	大型消火器の設置基準等・・・・・・・・	5
第 5	その他・・・・・・・・	5
別記	電気設備が設置されている部分等における消火設備に係る運用細目	7

資 料

○ キュービクル式変電設備等の運用指針について  
(平成 22 年 9 月 9 日予第 1248 号)  
(平成 3 年 10 月 8 日付消防予第 206 号)

1	キュービクル式変電設備・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	キュービクル式発電設備・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	キュービクル式蓄電池設備・・・・・・・・・・・・・・・・	3

## 第 1 節 共通

### 第 1 町内会集会場又は団地内集会場

利用者及び利用方法が特定でき、かつ、町内会集会場又は団地内集会場と限定できる場合は、令第 32 条の規定を適用し、消防用設備等に関する規定の適用については、令別表第 1 (15) 項に掲げる防火対象物に準じた取扱いをすることができる。

なお、令第 32 条の規定は消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に限り適用できるものであり、収容人員の算定方法等については適用できないものであること。

### 第 2 建築物と建築物が、輸送システム（ベルトコンベア等を使用して物品等を運搬するシステムにあって、当該ベルトコンベア等の上部の屋根等の覆いがあるものをいい、点検等を除き、常時は無人状態であるものをいう。）で接続されている場合

次の各号に適合する場合は、令第 32 条の規定を適用し、消防用設備等（令第 19 条及び同第 27 条に規定する屋外消火設備及び消防用水を除く。）に関する規定の適用については、別棟として取扱うことができる。

- (1) 輸送システムは、建築基準法施行令第 1 条第 3 号に規定する「構造耐力上主要な部分」を鉄筋造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他（ベルトその他これに類するものを除く。）の部分の不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。
- (2) 輸送システムの建築物との接続部分に設けられた開口部の面積は、いずれも 4 m<sup>2</sup>以下であること。ただし、当該開口部に火災等が発生した場合に閉鎖することのできる特定防火設備又はドレンチャー設備等を設けた場合にあつては、この限りでない。
- (3) 輸送システムは、当該輸送システム内又は接続する建築物において、火災等が発生した場合には、直ちに停止できる措置が講じられていること。
- (4) 輸送システムの建築物相互間における長さが 20m を超えるものであること。ただし、次のア及びイの措置が講じられた場合にあつては、この限りでない。
  - ア 建築物の両端の接続部分に設けられた開口部の面積は、いずれも 4 m<sup>2</sup>以下とし、かつ、特定防火設備で随時開くことができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものを設けること。ただし、両端の接

続部分に当該防火設備と併せてドレンチャー設備等を附置し延焼防止上有効に防護した場合には、開口部の面積を4㎡以下としないことができる。

イ 接続される建築物の外壁及び屋根（輸送システムの接続部分から、それぞれ3m以内の部分に限る。以下同じ。）については、次の(ア)から(ウ)によること。

(ア) 耐火構造又は防火構造で造られていること。

(イ) (ア)以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造の塀その他これに類するもので延焼防止上有効に防護されていること。

(ウ) 外壁及び屋根には、開口部を有しないこと。ただし、4㎡以内の開口部で特定防火設備又は防火設備が設けられている場合については、この限りでない。

### 第3 屋外消火栓設備及び消防用水

令第19条第2項及び同第27条第2項に規定する屋外消火栓設備及び消防用水の設置単位については、予防事務審査基準（別記1.第2）の規定に適合するもの（渡り廊下については、不燃材料により造られたものに限る。）で、かつ、渡り廊下を除いた建築物相互の1階の外壁間の中心線からの水平距離が、1階にあつては3メートル以下、2階にあつては5メートル以下である部分を有しない場合については、令第32条の規定を適用し、それぞれ別棟として取り扱うことができる。

### 第4 同一敷地内の複数の病院

同一敷地内に令別表第一（6）項イ（1）に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令第32条の規定を適用し、同表（6）項イ（4）に掲げる防火対象物に準じて取り扱うことができる。

### 第5 長屋住宅の一部を令別表第1に掲げる用途として使用する場合

#### 1 適用対象

長屋住宅（2以上の住戸又は住室を有する建築物で、隣接する住戸又は住室が開口部のない壁又は床を共有し、廊下、階段等の共有部分を有しない形式の建築物をいう。）の一部を消防法施行令別表第1に掲げる用途（（2）項に掲げる用途に供する部分を除く。）として使用するものであつて、次の全てに該当するもの



- (1) 所有権原又は管理権原が住戸ごとに分かれているもの
- (2) 同一棟内に階段、廊下等の共用部分を有しないもの
- (3) 各住戸は直接道路に面しており、避難上支障がないもの
- (4) 各住戸は開口部のない防火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第8号に規定する防火構造をいう。）の界壁で区画されており、かつ、給水管、配電管その他の管及び換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該界壁を貫通していないもの
- (5) 延べ面積が1,000㎡未満のもの

## 2 特例基準

前1に該当する場合、令第3節の規定の適用については、住戸ごとにそれぞれ別の防火対象物とみなして取り扱うものとする。この場合、運用基準の規定の適用を妨げるものではないこと。

## 第6 共同住宅特例を適用している防火対象物の一部に福祉施設等が入居する場合

### 1 適用対象

共同住宅特例（「消防法の一部改正に伴う共同住宅の取扱いについて」（昭和36年8月1日付け自消乙予発第118号）、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和50年5月1日付け消防安第49号）、「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（昭和61年12月5日付け消防予第170号）及び「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」（平成7年10月5日付け消防予第220号）のことをいう。以下この第6において同じ。）を適用しているもので次に適合するもの

- (1) 令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、同表(5)項ロ（以下この第6において「共同住宅等」という。）並びに(6)項ロ及びハ（有料老人ホーム、福祉ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム・ケアホームに限る。以下この第6において「福祉施設等」という。）の用途以外の用途に供する部分が存しないもの
- (2) 福祉施設等の床面積の合計が、延べ面積の10%未満、かつ、300㎡未満のもの
- (3) 福祉施設等の各独立部分（構造上区分された数個の部分の各部分で独立して住居その他の用途に供されることができ部分を用いる。以下同じ。）の床面積がいずれも100㎡以下であること。
- (4) 福祉施設等を含めて、共同住宅特例の要件に適合していること。

### 2 特例基準

次に適合する場合、現に設置されている消防用設備等の技術上の基準は、

なお従前の例によることができるものとし、また、共同住宅部分については法第17条の3第2項第4号の規定により必要となる消防用設備等を設置しないことができる。

- (1) 福祉施設等の部分に令第9条の規定により必要となる消防用設備等を設置し、及び維持すること。
- (2) 福祉施設等の部分に必要となる消防用設備等の設置については、次によること。

#### ア 消火器具

福祉施設等のうち独立部分ごとに各部分から、それぞれ一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように、令第10条第2項並びに規則第6条から第9条まで（第6条第6項を除く。）及び第11条に定める基準により設置すること。ただし、廊下又は通路部分等に技術上の基準に従い、消火器具を設置した場合にあっては、独立部分ごとに設置しないことができる。

#### イ スプリンクラー設備

次に定めるところにより設置すること。

- (ア) 福祉施設等にスプリンクラー設備を設置すること。

なお、令第12条第1項第3号に掲げる防火対象物にあっては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができること。

- (イ) 規則第12条の2又は規則第13条第1項の規定の適用を妨げるものではないこと。この場合、当該規定に適合すれば、スプリンクラー設備の設置は要しないこと。

#### ウ 自動火災報知設備

次に定めるところにより設置すること。

- (ア) 福祉施設等に、自動火災報知設備を設置すること。

なお、特定小規模省令第2条第1号に掲げる特定小規模施設に該当しない防火対象物にあっては、同条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができること。この場合、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置すれば、自動火災報知設備の設置は要しないこと。

- (イ) 福祉施設等のうち独立部分ごとに設置することができること。

なお、この場合、各独立部分には、常時、従業者（当該施設に勤務する職員をいう。以下同じ。）が確保されているか、又は、当該施設において発生した火災を、防火対象物内に存する当該施設の関係者（当該施設の所有者、管理者又は従業者をいう。以下同じ。）

に、自動的に、かつ、有効に報知することができる措置を講じる必要があること。

福祉施設等で発生した火災を、当該施設の関係者に、自動的に、かつ、有効に報知することができる措置とは、次のようなものが想定されること。

a 住棟受信機が設置されている場合にあつては、福祉施設等において火災が発生した際、当該施設の関係者が存する階の音声警報装置等が鳴動するよう措置されているもの

b 福祉施設等部分の感知器、共同住宅用受信機、住戸用受信機又は住棟受信機の作動と連動して起動する緊急通報装置等の通報先として、当該施設の関係者が常時いる場所を登録しているもの

(ウ) 福祉施設等のうち独立部分が2以上ある場合で、同一の事業主等により施設運営（以下「複数利用型社会福祉施設」という。）されている場合にあつては、いずれの独立部分の火災についても当該施設の関係者に、自動的に、かつ、有効に報知することができる措置を講じる必要があること。

(エ) 福祉施設等に共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている場合については、新たに自動火災報知設備の設置は要しないこと。

なお、この場合にあつても前(イ)又は(ウ)による措置を講じる必要がある。

#### エ 消防機関へ通報する火災報知設備

消防機関へ通報する火災報知設備（以下この第6において「火災通報装置」という。）については、次に定めるところにより、設置すること。

(ア) 福祉施設等のうち独立部分ごとに設置すること。

(イ) 複数利用型社会福祉施設の場合については、主たる施設に火災通報装置本体を、従たる施設に遠隔起動装置を設置することにより、1の独立部分として取り扱って差し支えないこと。

なお、消防機関からの逆信（呼び返し）時に応答する必要があることから、通報内容（火災である旨並びに施設が存する階又は部分、名称、電話番号及びその他必要な事項）を火災通報装置及び遠隔起動装置の直近に明示すること。

#### オ 誘導灯

誘導灯については、福祉施設等のうち独立部分ごとに設置すること。

※ 留意事項

- ① 福祉施設等は、福祉施設等における避難及び消防活動上並びに福祉施設等の存する階の上階に存する共同住宅等における避難上の観点からも、避難階又はその直上階に存することが望ましいこと。
- ② 設置する消防用設備等については、適切に維持管理する必要があることから、消防法第17条の3の3に準じて点検させ、その結果を消防署長へ報告するよう指導すること。

## 第2節 消火設備

### 第1 消火器具の特例基準

未制定

### 第2 屋内消火栓設備の特例基準

屋内消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 次に掲げる防火対象物又はその部分のうち、主要構造部を、耐火構造又は準耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料で造られている防火対象物又はその部分で、出火の危険がないと認められるか、又は出火源となる設備、物件が原動機、電動機にして、出火のおそれが著しく少なく、延焼拡大のおそれがないと認められるものにあつては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

なお、規則第6条第1項に掲げる防火対象物又はその部分に、変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備があるときは、令別表第二において、電気設備の消火に適合するものとされる消火器を、当該電気設備がある場所に面積100㎡以下ごとに1個設けなければならない。

- (1) 塔屋部分等にして、室若しくは倉庫の形態を有することなく、不燃性の物件のみを収納する部分
  - (2) プール（水面部分及びプールサイドに限る。）、又はスケートリンク（滑走部分に限る。）。
  - (3) 非常警報設備（自動火災報知設備を設けるものにあつては、発信機とする。）を当該部分に設けたもので、次に掲げるもの。
    - 抄紙工場、サイダー及びジュース工場部分
    - 不燃性の金属若しくは石材等の加工工場で、可燃性のものを収納又は取り扱わない工場部分
- 浄水場、汚水処理場等の用途に供される防火対象物又は、その部分において、内部の設備が、水槽並びに配管路等（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）である場合は、次によることができるものであること。
    - 水槽とは、貯水池又は貯水槽をいい、消防用設備等の設置については、令第3節に掲げる消防用設備等をいうものであること。
    - 配管路等とは、防火対象物から分岐して設けられたもの、または、防火対象物の内部に設けられたものをいい、その形態に応じて、それぞれ、

次によることができるものとする。

ア 防火対象物から分岐して設けられたもので、予防事務審査基準（別記1. 第2. 3）に規定する「洞道」に適合する場合は、非常警報設備（自動火災報知設備を設けるものにあつては、発信機及び地区音響装置。以下「非常警報設備等」という。）を設けたものについては、当該非常警報設備等を設けた部分には、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

イ 防火対象物の内部に設けられた配管路等については、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

(3) 内部の設備が、オゾン処理若しくは活性炭処理その他これらに類する処理を行う場所又はその部分若しくはポンプ室その他これらに類する室にあつては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

3 仮設建築物のうち次に該当するものについては、屋内消火栓設備を設置しないことができる。

(1) 存続期間が6カ月以内であること。

(2) 火災時に容易に避難できると認められる位置及び構造形態であること。

(3) 火災を早期に発見し、かつ、報知することができる措置が講じられていること。

(4) 初期消火のための措置が講じられていること。

4 冷凍倉庫又は冷蔵倉庫（零度以下の温度で物品を貯蔵し、又は保管する冷凍室又は冷蔵室部分に限る。以下この項において「冷凍室等」という。）に設置する1号消火栓にあつては、令第11条第3項第1号イの規定にかかわらず、次のいずれかによることができる。

(1) 冷凍室等の各部分から1のホース接続口までの水平距離（次号において「水平距離」という。）が、40メートル以下となる場合は、次に適合すること。

ア 1号消火栓には、冷凍室等の各部分から1のホース接続口に至る歩行距離以上の合計長さとなるようホースを設けること。

イ アのホースを全て延長した場合に、ノズル先端において、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上の性能を有するものであること。

(2) 水平距離が、40メートルを超える場合は、次に適合すること。

ア 1号消火栓には、冷凍室等の各部分から1のホース接続口に至る歩行距離以上の合計長さとなるようホースを設けること。

イ アのホースを全て延長した場合に、ノズル先端において、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、放水量が350リットル毎分以上の

性能を有するものであること。

- ウ 消火栓開閉弁、ホース及び筒先の構造は、屋外消火栓設備の基準（第6. 2並びに第7. 1及び2）に適合するものであること。
- エ 加圧送水装置は、規則第22条第10号ハ及びニの規定の例によること。
- オ 水源は、令第19条第3項第3号の規定の例によること。

### 第3 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の特例基準

閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 第2の1、2及び3に適合するものについては、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 2 火力発電所及び石炭ガス製造所の貯炭所の附属施設については、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 3 令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物のうち、その一部に予防事務審査基準、第2章. 第1. 1. (6). イにより、防火対象物の一部に一般住宅の用途に供される部分（以下「住宅部分」という。）が存するものであって、次の(1)から(4)に掲げるすべての条件に該当する場合にあっては、住宅部分にスプリンクラー設備を設置しないことができる。

- (1) 主要構造部が、準耐火構造であること。
- (2) 防火対象物全体に、消火器及び自動火災報知設備が令第10条及び第21条の技術上の基準に従い設置されていること。

また、住宅部分の居室（押入れ等の収納設備を除く。）に、規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。

- (3) 自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する消防機関へ通報する火災報知設備が令第23条の技術上の基準に従い設置されていること。
  - (4) 住宅部分（階段及び通路等の共有部分を除く。）の同一階及び上階に住宅部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）が存しないこと。ただし、住宅部分と非住宅部分が同一階の場合で、それぞれの部分が準耐火構造の壁及び床で区画され、その開口部に防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）が設置されている場合はこの限りでないこと。
- 4 規則第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、スプリンクラー設備を設置しないことができる。
    - (1) 特定住戸部分(規則第12条の2第3項に規定されているものをいう。

以下同じ。)が次の要件のすべてに該当する場合

- ア 規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合すること。
  - イ 3以下の階に存すること。
  - ウ 全ての寝室(入居者の寝室に限る。)において、地上又は一時避難場所(外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。)への経路が次の(ア)又は(イ)の要件を満たすこと。
    - (ア) 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次のa及びbの構造要件を満たす開口部を有すること。
      - a 避難階にあつては規則第12条の2第2項第2号ロ、ハ及びニに規定する構造
      - b 避難階以外の階にあつては同号ニに規定する構造
    - (イ) どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部(防火設備であるものを除く。)に面する通路を通過せずに、避難階にあつては地上、避難階以外の階にあつては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
  - エ 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。
  - オ 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面すること。
  - カ 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例により仕上げたものであること。
- (2) 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合
- ア 上記(1)のア、イ、ウ(ア)、エ及びオを満たすものであること。
  - イ 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。
  - ウ 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うこと。
  - エ 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件(平成26年消防庁告示第4号。以下「4号告示」という。)により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合において、避難階以外の階に存する住戸で、4号告示第2の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。

#### 第4 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の特例基準

未制定



## 第5 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の特例基準

第3の1及び2を準用する。

## 第6 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の特例基準

放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 第2に適合するものについては、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 2 第3.2に適合するものについては、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備を設置しないことができる。
- 3 高天井の部分のうち、天井高さが10メートルを超えるもので次のいずれかに該当するものについては、放水型ヘッド等その他のスプリンクラーヘッドを設置しないことができる。
  - (1) 高天井の部分の床面積が50平方メートル未満であるものについては、次に適合するもの。
    - ア 高天井の部分において火気使用設備（電気、ガス、燃料油等を使用する設備等）が設置され使用されていないこと、又は、喫煙場所等でないこと。
    - イ 高天井の部分において多量の可燃物（火災時に延焼拡大の要因となり得る家具調度品、装飾品、展示物等の物品）が存しないこと。ただし、当該部分の広さに対し、当該物品等が相当の余裕を持って設置又は配置されている場合については、多量の可燃物が存しないものとして取り扱うことができる。
    - ウ 高天井の部分は、屋内消火栓設備、補助散水栓又は屋外消火栓設備のいずれかにより有効に警戒されていること。
  - (2) 高天井の部分の床面積が50平方メートル以上で、かつ、特定防火対象物並びに地階、無窓階及び11階以上の階の高天井の部分については、次に適合するもの。
    - ア 高天井の部分には令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる用途に供する部分が直接面していないこと。
    - イ 高天井の部分の床、壁及び天井の仕上げが準不燃材料でなされていること。
    - ウ 高天井の部分はロビー、会議場、通路、屋内ゲートボール場、屋内射撃場、プール、スカッシュ場、フロント、ホール、ダンスフロア等

その他これらに類する部分であること。

エ (1). ア、イ及びウに適合すること。

オ 高天井の部分を監視する防災センター等の係員又は係員の指示により、速やかに消火活動ができる体制が確立されていること。

(3) 高天井の部分の床面積が 50 平方メートル以上で、かつ、地階、無窓階及び 11 階以上の階の高天井の部分以外の高天井の部分については、次に適合するもの。

ア 高天井の部分は体育館（主として競技を行うために使用するものに限る。）並びに特定防火対象物内以外に設けられるロビー、会議場、通路、屋内ゲートボール場、屋内射撃場、プール、スカッシュ場、フロント、ホール、ダンスフロア等その他これらに類する部分であること。

イ 高天井の部分の壁及び天井の仕上げが準不燃材でなされていること。

ウ (1). ア、イ及びウに適合すること。

4 高天井の部分のうち、天井高さが 10 メートル以下のもので次に適合するものについては、放水型ヘッド等を設置しないことができる。

(1) 3. (1). ア及びイに適合すること。

(2) 高天井の部分には、閉鎖型スプリンクラーヘッド（標準型ヘッドのうち高感度のものに限る。）が設置されていること。

## 第 7 水噴霧消火設備の特例基準

第 3 の 1 及び 2 を準用する。

## 第 8 泡消火設備（低発泡を用いるもの）の特例基準

第 3 の 1 及び 2 を準用する。

### 第 8-1 特定駐車場用泡消火設備の特例基準

未制定

## 第 9 不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備の特例基準

不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものについては、令第 32 条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

1 第 2 に適合するものについては、不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しないことができる。

2 第 3. 2 に適合するものについては、不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しないことができる。

- 3 冷凍室又は冷蔵室のうち、次のいずれかに該当するものについては、不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しないことができる。
- (1) 次に適合する構造を有するもので、氷の製造、加工又は貯蔵のみを行うもの。
- ア 主要構造部が耐火構造であること。
- イ アに掲げる部分以外の部分の壁及び床並びに天井が、準不燃材料で造られていること。
- (2) 壁体及び天井の断熱材料に、石綿、ロックウール又はグラスウールその他の不燃材料を使用し、かつ、冷凍区画ごとに防火戸若しくは平成12年建設省告示第1359号第1.1.イ、ロ又はハに掲げる構造若しくはこれらと同等以上のもので区画を行ったもののうち、次のア又はイに該当するもの
- ア 断熱材押えを、難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料であるものに限る。以下同じ。）で造ったもの
- イ 押え貫又は押え柱の間隔が20センチメートル以上のもの
- (3) 断熱材料を、コンクリート若しくはモルタル（塗厚さが2センチメートル以上のものに限る。）又はこれらと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火のおそれのない構造としたもの
- (4) 壁体及び天井の断熱材料に防災処理を施した材料又はこれと同等以上の防災性能を有する材料を使用し、その表面を難燃材料（ガラス又はアルミニウムを除く。）で覆い、かつ、天井に、その各部分から1のヘッドまでの水平距離が25メートル以下となるように開放型スプリンクラーヘッド又は開放型散水ヘッドを設け、消防ポンプ自動車容易に接近することのできる位置に設けた双口形の送水口から送水できる構造としたもの。
- (5) 壁体及び天井の断熱材料にJIS A 1321（建築物の内装材料及び工法の難燃性試験方法）の難燃3級に適合するもの又はこれと同等以上の難燃性を有するものを使用し、かつ、その表面を不燃材で覆ったもの。
- なお、断熱材等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネルを用いる場合は不燃材料として国土交通大臣の認定を受けたものを使用していること。
- (6) 耐火構造の壁及び床又は特定防火設備である防火戸で、床面積100平方メートル以下に区画されているもの。
- (7) 零度以上の温度でなければ物品を貯蔵し、又は保管できないものうち、それぞれ令第11条、第12条、第19条又は第20条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置した屋内消火栓設備、ス

プリンクラー設備、屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備により有効に消火できると認められるもの。

4 厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、令第12条の技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりプリンクラー設備を設置し、かつ、「フード等用簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について（通知）」（平成5年12月10日付け消防予第331号）に基づくフード等用簡易自動消火装置（以下「フード等用簡易自動消火装置」という。）を設置し、次のすべてに適合する場合は、不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しないことができる。この場合、特例基準適用条件として設置したフード等用簡易自動消火装置の機能確保のため、適正な維持管理を行わせること。

- (1) 油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備には、油脂を含む蒸気が排気ダクト内に入らない装置（社団法人日本厨房工業会の認定ラベルが貼付された油除去装置に限る。）が設置されていること。
- (2) 気体燃料を用いる厨房設備にあつては、フード等用簡易自動消火装置の起動及び当該厨房設備が設けられている部分のプリンクラー設備の作動と連動して当該厨房設備の気体燃料の供給を停止できること。

#### **第10 不活性ガス（窒素・IG-55・IG-541を放射するもの）消火設備の特例基準**

第9を準用する。

#### **第11 ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を用いるもの）の特例基準**

ハロゲン化物消火設備（ハロン1301を用いるもの）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 第2.3に適合するものについては、不活性ガス（二酸化炭素を放射するもの）消火設備を設置しないことができる。
- 2 第9を準用する。

#### **第12 ハロゲン化物消火設備（HFC-23・HFC-227ea・FK5-1-12を放射するもの）の特例基準**

第11を準用する。

#### **第13 粉末消火設備の特例基準**

- 1 第3の1及び2を準用する。

2 第9.4を準用する。

#### 第14 屋外消火栓設備の特例基準

屋外消火栓設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、第2に適合するものについては、令第32条の規定を適用し、屋外消火栓設備を設置しないことができる。

#### 第15 動力消防ポンプ設備の特例基準

動力消防ポンプ設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、第2に適合するものについては、令第32条の規定を適用し、動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。

#### 第16 パッケージ型消火設備の特例基準

次のいずれかに掲げるものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物又はその部分のうち、地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所であることにより、規則第13条第3項に掲げる部分にパッケージ型消火設備が設置できないものであっても、次に適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。
  - (1) 階段、エレベーターの昇降路、パイプシャフトその他これらに類する部分であること。
  - (2) (1)に定める部分で火災が発生したとしても、パッケージ型自動消火設備の防護区域からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内であること。
- 2 地階であることにより、パッケージ型消火設備が設置できない防火対象物又はその部分であっても、次に適合するものについては、パッケージ型消火設備を設置することができる。
  - (1) 避難階であること。
  - (2) 規則第5条の2に定める開口部を有すること。

#### 第17 パッケージ型自動消火設備の特例基準

次のいずれかに掲げるものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 第3.3を準用する。

2 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）第3第2号に掲げる防火対象物に同告示第2第2号に規定するⅡ型（以下「Ⅱ型」という。）を設置する際に、13平方メートル以下の居室に対し収納設備が設けられ13平方メートルを超えることとなる場合（図1参照）又は居室と収納設備の床面積の合計が13平方メートル以下であっても居室や収納設備の形状等の理由から1台のⅡ型では防護し難い場合（図2参照）で、次の条件を満たす場合は令第32条を適用し、収納設備に対しⅡ型に代えて住宅用下方放出型自動消火装置を設置することができる。

なお、設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、居室と収納設備が一の同時放射区域となる場合であっても必ずしもⅡ型との連動を要さないものとする。

- (1) 一の収納設備の床面積は3平方メートル以下であること。
- (2) 設置する住宅用下方放出型自動消火装置は、収納設備を防護できる性能を有していること。
- (3) Ⅱ型の点検時には住宅用下方放出型自動消火装置についてもⅡ型の点検基準に準じた点検が定期的実施され適切に維持管理されていること。

図1

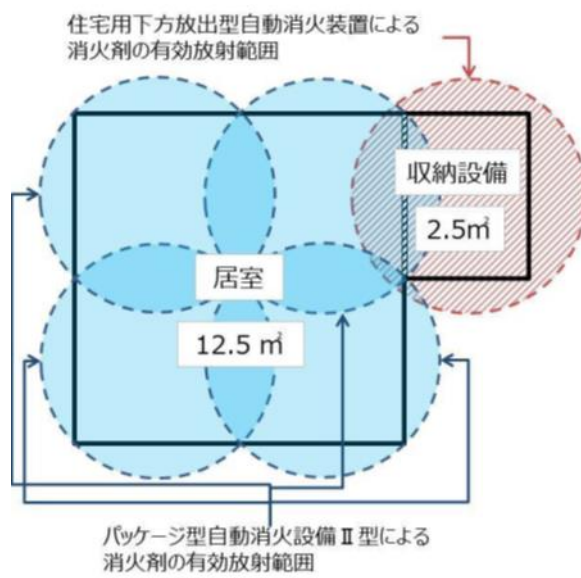
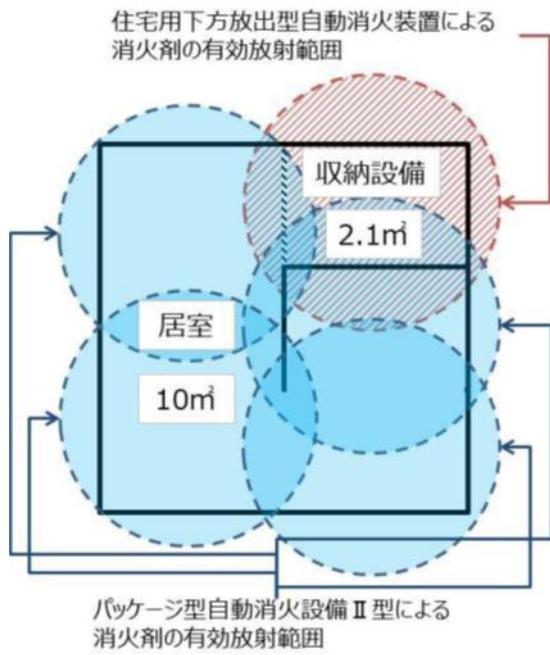


図 2



## 第3節 警報設備

### 第1 自動火災報知設備の特例基準

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の特例基準(第2(2)(イ及び(3)並びに3を除く。))に適合するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
- 2 事業用又は準事業用発電所若しくは変電所の発電機室又は変圧器室のうち、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井が不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- 3 電力の開閉所(電力の開閉に油入開閉器を設置する開閉所を除く。)で、主要構造を耐火構造、かつ、屋内に面する天井(天井のない場合は屋根。)、壁及び床が不燃材料又は準不燃材料で造られているものについては、自動火災報知設備を設置しないことができるものとする。
- 4 予防事務審査基準、第2章 第4. 2. (6)に規定する階の算定により、地階と判定された防火対象物の「階」のうち、次の(1)及び(2)に適合する場合の当該「階」に設ける自動火災報知設備の感知器については、規則第23条第5項第6号に規定する「地階」には含まないこととして、感知器の種類を選択し設置して差し支えないものであること。
  - (1) 避難上又は消火活動上有効な開口部(直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さが、それぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部。)を2以上有する普通階で、かつ、当該開口部は、規則5条の2第2項各号(次の(2)で、ドライエリア等による場合は、アを除く。)に該当するものであること。
  - (2) 当該階は、避難階(建築基準法施行令第13条第1号による。)又は、外周(外壁)が2面以上、かつ、周長の2分の1以上が次のアからウに適合するドライエリア等に開放されているもので、当該ドライエリア等の底部に接して存する階であること。
    - ア 開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上若しくはこれと同等以上の安全性が確保され、消火活動上支障がないと認められるもの。
    - イ ドライエリア等には地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等(以下「傾斜路等」という。)の施設が設けられていること。
    - ウ ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、



2以上の傾斜路等を有すること。この場合、1以上の傾斜路等は、ドライエリア等の端部に設けることとし、他の傾斜路等とは、近接しないものであること。

5 令第21条第1項第3号イに掲げる防火対象物のうち、令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、次の(1)及び(2)に掲げる条件に該当する場合にあっては、既存、新築の別を問わず、同項第1号に掲げる防火対象物の部分を除き、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(1) 防火対象物の延べ面積は、500平方メートル未満であること。

(2) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途(以下「特定用途」という。)に供される部分が次のアからウに掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 特定用途に供される部分の存する階は、避難階であり、かつ、無窓階以外の階であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計は、150平方メートル未満であること。

ウ すべての特定用途に供される部分から主要な避難口に容易に避難できる(別の室を経由せずに主要な避難口に避難できること、又は別の室を経由している場合であっても誘導灯等により容易に避難経路が分かること。)こと。ただし、令第21条第1項第1号に掲げる防火対象物の部分についてはこの限りでない。

6 令第21条第1項第7号に掲げる防火対象物のうち、避難階以外の階の部分の全てが、次の(1)から(3)に掲げる条件のいずれかに該当する場合にあっては、既存、新築の別を問わず、自動火災報知設備を設置しないことができるものであること。

(1) 居室以外の部分(機械室、倉庫等)で不特定多数の者の出入りがないもの。

(2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分であって、「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年消防予第41号及び消防安第41号。以下「41号通知」という。)1.(2)により、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

(3) 一般住宅の用途に供されている部分であって、41号通知2.(2)により、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。

- 7 特定一階段等防火対象物及びこれ以外の防火対象物で令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに設ける受信機のうち、地区音響装置の鳴動を停止するスイッチ（以下この号において「地区音響停止スイッチ」という。）を設けるもので、当該地区音響停止スイッチが地区音響装置の鳴動を停止する状態（以下この号において「停止状態」という。）にある間に、受信機が火災信号を受信したときは、当該地区音響停止スイッチが一定時間以内に自動的に（地区音響装置が鳴動している間に停止状態にされた場合においては自動的に）地区音響装置を鳴動させる状態に移行するもの以外の受信機にあっては、当該受信機に保護カバー等を設け地区音響停止スイッチをみだりに停止状態にできないよう措置された場合は、令32条の規定を適用して規則第24条第2号ハに適合するものとみなすことができるものであること。
- 8 仮設建築物のうち次に該当するものについては、自動火災報知設備を設置しないことができる。
  - (1) 存続期間が6カ月以内であること。
  - (2) 巡回監視装置を設け頻繁に巡回する等容易に火災を感知できる措置が講じられていること。
- 9 劇場及び映画館（以下この節において「劇場等」という。）の公演中で次に該当する場合は、自動火災報知設備の基準（第6.10.(2)）によらないことができる。
  - (1) 劇場等の管理者が明確に定められており、避難誘導體制が確立されていること。
  - (2) 感知器発報放送を制御する制御盤（以下この節において「制御盤」という。）は、当該劇場等全体を統括管理する場所に設けられていること。
  - (3) 感知器発報放送の信号送信中は、受信機、増幅器等及び制御盤にて表示及び警報を行うこと。
  - (4) 劇場等の公演中受信機、増幅器等及び制御盤の設置場所には、常時人がいる体制が確保されており、相互に通話することのできる装置が設けられていること。
  - (5) 火災放送時は、劇場等の音響が自動的に遮断され、速やかに劇場等全体に当該放送がなされるよう措置されていること。
  - (6) 当該システムには、非常電源が設けられていること。
- 10 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（同表(16)項ロに掲げる防火対象物のうち同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を含む。以下同じ。）（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものに限る。）

の一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハ(規則第13条第1項第1号に規定する(6)項ロ及びハをいう。以下同じ。)に掲げるいずれかの用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものの同表(5)項ロの用途部分については、規則第23条第5項第6号の規定によらないことができる。

- (1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分に避難経路図を設けること。
  - (2) 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供する各独立部分内の廊下、階段その他の通路(就寢室(宿泊者又は入居者の就寝の用に供する居室をいう。以下同じ。)からの避難経路に限る。以下「廊下等」という。)に非常用の照明装置を設置し、又は、各就寢室に常時容易に使用可能な携帯用照明器具(以下「携帯用照明器具」という。)を設けること。
- 11 大規模冷凍・冷蔵倉庫等の庫内における発信機及び地区音響装置の設置について、当該節の基準によることが困難なものにあつては、設置環境又は設置状況等により設置が適応しないものに限り、次によることができる。
- (1) 発信機の設置について、次に該当する場合は庫内に設置しないことができる。
    - ア 庫外の発信機からの歩行距離が50メートルを超える庫内の部分に、押しボタンが設けられていること。
    - イ アの押しボタンの位置を示す表示灯等の灯火が設けられていること。
    - ウ アの押しボタンを押下した場合に、防災センター等において警報及び灯火により容易に覚知できるよう措置されていること。
    - エ アの押しボタンの押下に連動して、自動火災報知設備の地区音響装置が鳴動するよう措置されていること。
    - オ 押しボタン及び灯火には非常電源が設けられていること。
  - (2) 地区音響装置の設置について、次に該当する場合は庫内に設置しないことができる。
    - ア 庫内の出口付近に回転灯等の灯火が設けられていること。
    - イ (1)により押しボタンが設置される場合にあつては、押しボタンの押下に連動して、自動火災報知設備の地区音響装置が鳴動するよう措置されていること。
    - ウ 庫内の温度異常を感知した場合及び自動火災報知設備の作動と連動して、アの灯火が点灯するよう措置されていること。なお、庫内のいずれの部分からも灯火が視認できない場合にあつては、通路等に灯火が増設されていること。

エ 灯火には非常電源が設けられていること。

## 第2 特定小規模施設用自動火災報知設備の特例基準

令第21条第1項第1号の規定により自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、自動火災報知設備に代えて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。

- 1 第1.5を適用するもの。
- 2 規則第23条第4項第7号へに規定する特定一階段等防火対象物であつて、延べ面積が300平方メートル未満のものうち、避難階以外の階（1階及び2階を除く。）の部分が、次のいずれかに該当するもの。
  - (1) 居室以外の部分（機械室、倉庫等）で不特定多数の者の出入りがないもの。
  - (2) 実態上の用途が特定用途以外の用途に供される部分で、予防事務審査基準、第2章.第1.1.(2).イにより、主たる用途に供される部分の従属的な部分を構成すると認められる部分とされたため、当該部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。
  - (3) 住宅の用途に供されている部分であつて、予防事務審査基準、第2章.第1.1.(6).イにより、防火対象物全体が単独の特定用途に供される防火対象物として取り扱われることとされたため、当該住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取り扱われているもの。
- 3 一戸建て住宅の全部又は一部を令別表第1(5)項イに掲げる用途として使用することにより、特定一階段等防火対象物に該当し、特定小規模施設とならないものであつても、次に掲げる要件を満たすものについては、特定小規模自火報告示第2第5号ただし書の警戒区域の規定にかかわらず、受信機を設けずに特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。
  - (1) 地階を含む階数が3以下であること。
  - (2) 延べ面積が300㎡未満であること。
  - (3) 3階又は地階の宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であること。
  - (4) 全ての宿泊室の出入口扉に施錠装置が設けられていないこと。
  - (5) 全ての宿泊室の宿泊者を一の契約により宿泊させるものであること。
  - (6) 階段部分には、煙感知器を垂直距離7.5m以下ごとに設置すること。
  - (7) 特定小規模施設用自動火災報知設備は、「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成20年総務省令第156号。以下この節において「特定小規模省令」という。）第3条第2項及び第3項の規定（特定小規模自火報告示第2第5

- 号を除く。)により設置すること。
- 4 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物の全部又は一部の住戸を同表(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げるいずれかの用途として使用することにより、3以上の階にわたり自動火災報知設備の設置が必要となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、特定小規模自火報告令第2第5号ただし書の警戒区域の規定にかかわらず、受信機を設けずに特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる。
- (1) 特定小規模施設であること。
  - (2) 階段室型(階段室が一のものに限る。)であること。
  - (3) (2)の階段は、屋外に設けるもの又は平成14年消防庁告示第7号の基準に適合したものであること。
  - (4) 自動火災報知設備の設置を要する部分が6以上の階にわたらないこと。
  - (5) 特定小規模施設用自動火災報知設備は特定小規模省令第3条第2項及び第3項の規定(特定小規模自火報告令第2第5号を除く。)により設置すること。
- 5 延べ面積が300㎡以上500㎡未満の長屋式住宅の一部を令別表第1(5)項イに掲げる用途として使用する同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち、次に適合するもの
- (1) 令別表第1(5)項イ及び一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。)の用途以外の用途に供される部分が存しないこと。
  - (2) 令別表(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満であること。
  - (3) 特定小規模省令第3条第2項第2号ハに掲げる場所にも感知器が設置されていること。

### 第3 複合型居住施設用自動火災報知設備の特例基準

未制定

### 第4 ガス漏れ火災警報設備の特例基準

ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに適合するものにあつては、ガス漏れ火災警報設備の検知器を設置しないことができる。

- 1 カートリッジ式ガスボンベ内蔵ガスコンロが使用される部分のうち、ガスボンベのガス量と使用室内の容積を比較して、爆発する濃度に達しないもの。
- 2 密閉式バーナーを有する燃焼器が設置されている部分

## 第5 漏電火災警報器の特例基準

漏電火災警報器を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものにあつては、令第32条の規定を適用し漏電火災警報器を設置しないことができる。

- 1 令第22条第1項に規定する鉄網入りの壁、床又は天井（以下「鉄網入りの壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態からみて、鉄網入りの壁等に電気配線がなされるおそれがないと認められるもの。



- 2 鉄網入りの壁等が建築物の一部にしか存しない建築物で、地絡電流が流れるおそれがないと認められるもの。
- 3 建築基準法第2条第9号の3ロに規定する準耐火建築物で、鉄網入りの壁等になされている電気配線が、金属管工事、金属線工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事、バスダクト工事、フロアダクト工事、その他電気配線を被覆する金属体（以下「金属管等」という。）による工事のいずれかにより施工されており、当該金属管等が電気設備技術基準省令等に定めるC種接地工事又はD種接地工事により接地されているもの。

## 第6 消防機関へ通報する火災報知設備の特例基準

消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次に掲げるものにあつては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 消防機関へ常時通報することのできる電話（直接消防機関へ通報できるものをいう。以下同じ。）が、管理権原ごとに、常時従業員等の居る場所（火災発生時において、火災初期対応を行うことができる要員が確保されているものに限る。）に設置されており、当該電話の直近に操作方法及び通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、名称及び電話番号。以下同じ。）が明示されているもので、次のいずれかに該当するものについては、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しないことができる。
  - (1) 令別表第1(5)項イ（管理権原が異なる場合は、それぞれの管理権原ごととする。）のうち、宿泊室数が10以下であるもの。
  - (2) 令別表第1(6)項イ（管理権原が異なる場合は、それぞれの管理権原ごととする。）のうち、同表(6)項イ(3)又は(4)に掲げる用途に供するもの。
  - (3) 令別表第1(6)項ハ（管理権原が異なる場合は、それぞれの管理権原ごととする。）のうち、通所施設であるもの。
- 2 1の防火対象物に、管理権原が異なる令別表第1(5)項イ、(6)項イ(4)又は(6)項ハに該当する部分が2以上あり、当該管理権原に係る部分の占有面積が500平方メートル未満であり、次のすべての要件に該当するものについては、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しないことができる。
  - (1) 消防機関へ常時通報することのできる電話が、それぞれの管理権原ごとに、常時従業員等の居る場所に設置されており、必要なときに119番通報のできる体制が確保されていること。
  - (2) 前(1)の電話の直近に操作方法及び通報内容が明示されていること。



- 3 無人の駐車場等で、次に該当するものについては、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しないことができる。
  - (1) 消防機関へ常時通報することのできる電話（鍵等の操作による切替を要しないものに限る。）が、駐車場等の出入口で利用者が容易に到達出来る場所に設置されており、必要なときに119番通報のできる体制が確保されていること。
  - (2) 前(1)の電話の直近に通報内容が明示されていること。
  - (3) 駐車場等には、見やすい位置に(1)の場所を表示すること。
- 4 規則第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうが、当該防災センターに類するもので、同等の通報体制が講じられていると認められるものにあつては、「防災センター」と取り扱い、当該防災センター類する場所に火災通報装置が設置されているものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して火災通報装置を起動することを要しない。
- 5 令第23条第1項第2号の規定により消防機関へ通報する火災報知設備の設置が必要となる令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物において、人を宿泊させる間、宿泊者を除く関係者が不在となる宿泊施設が存する場合、次に掲げる要件を満たすものについては、消防機関へ通報する火災報知設備（火災通報装置）を設置しないことができる。
  - (1) 自動火災報知設備の火災信号と連動すること等により、火災が発生した旨を迅速に関係者（警備会社等を含む。）へ伝達することができる設備を設置すること。
  - (2) (1)の連絡を受けた関係者が直ちに消防機関に通報するとともに、現場に駆けつけ、非火災報又は誤作動であることが判明した場合は直ちに消防機関に連絡することが可能な体制を有すること。
  - (3) 消防隊が関係者より先に現場到着した場合に、消防隊が受信機に容易に到達できる措置を講じること。（受信機設置室の施錠扉に破壊用小窓を設ける等）
  - (4) (1)において自動火災報知設備等と連動するものにあつては、次のいずれかによる非火災報防止対策を講じること。
    - ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
    - イ 二信号式の受信機の設置
    - ウ 蓄積付加装置の設置
    - エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

## 第7 非常警報設備（非常ベル又は自動式サイレン）の特例基準

未制定

## 第8 非常警報設備（放送設備）の特例基準

- 1 屋内消火栓設備の特例基準（第2（1及び3を除く。））に適合するものについては、非常警報設備（放送設備）を設置しないことができる。
- 2 第1. 9に適合するものについては、当該基準によることができる。
- 3 操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が2以上設けられ、全区域に火災を報知することができる遠隔操作器等が1以上防災センター等に設けられている防火対象物においては、次の場合、規則第25条の2第2項第3号ヲの規定にかかわらず、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができる。ただし、遠隔操作器等設置場所に放送区域の一覧図を備えること。
  - （1）管理区分又は用途が異なる1の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
  - （2）防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であって、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合
  - （3）ナースステーションに遠隔操作器を設けて病室の入院患者の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であって、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

## 第4節 避難設備

### 第1 避難器具の特例基準

次に適合する場合にあっては、令第32条の規定を適用することができるものとする。

#### 1 屋外階段等の取り扱い

避難器具を設置しなければならない防火対象物に直通階段が2以上設けられている場合で、当該階段のうちいずれかが次の(1)又は(2)に適合する屋外階段等である場合は、当該階に設置する避難器具の個数は当該屋外階段等を利用することができる階ごとにそれぞれ令第25条第2項第1号の規定による避難器具の設置個数から当該屋外階段等の数を引いた数とすることができる。ただし、設置を省略できる避難器具の個数は、当該階に設けられている直通階段の数から1を減じた数以下であること。

##### (1) 屋外階段の場合

- ア 屋外階段は、不燃材料で造ったものであること。
- イ 屋外階段の構造は、建基令第23条、第24条及び第25条の規定に適合したものであること。
- ウ 屋外階段は、避難階において「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年消防庁告示第2号。以下「告示第2号」という。)第3.1.(1).ト又は第3.1.(3)の例により設けた幅員1メートル以上の避難通路に面していること。

##### (2) 地下1階から地上に至る避難上有効な階段の場合(図1)

- ア 階段は、(1).ア及びイに適合すること。
- イ 階段は、カに規定する出入口以外は、屋内部分と耐火構造の壁で区画されていること。ただし、次のいずれかに適合する開口部は設けることができる。
  - (ア) はめ殺しの特定防火設備である防火戸の開口部
  - (イ) はめ殺しの防火戸及び随時閉鎖でき、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する特定防火設備である防火戸を併設した開口部
  - (ウ) 階段から2メートルを越える部分に設けられた開口部
- ウ 階段は、その上面又は側面で当該階段の上方2メートルを超える部分で、当該階段の水平投影面積の2分の1以上で、かつ、4平方メートル以上の大きさの部分が常時外気に開放されていること。
- エ ウにより側面に設ける常時外気に開放された部分の前面は、同一敷地内において水平距離50センチメートル以上が屋外の空間であるこ

と。

オ 階段の仕上げは、下地を含み不燃材料でしていること。

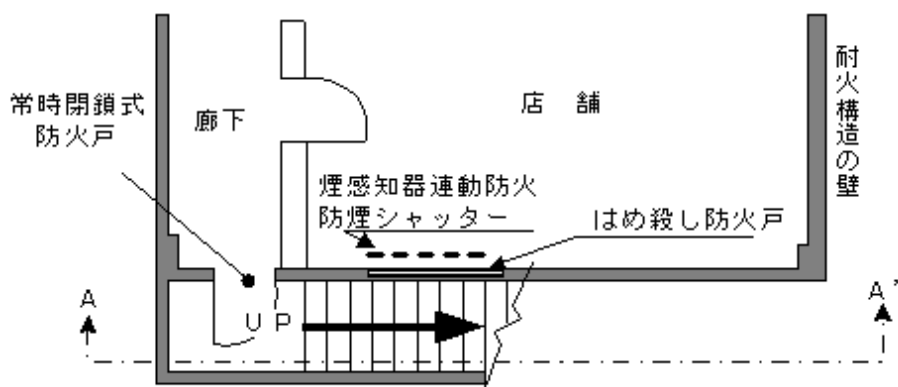
カ 地下1階における階段の出入口には、防火戸で常時閉鎖式のもの又は防火戸で随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸を設けてあること。

キ 階段は、地上において幅員1メートル以上の屋外通路又はピロティーに面していること。

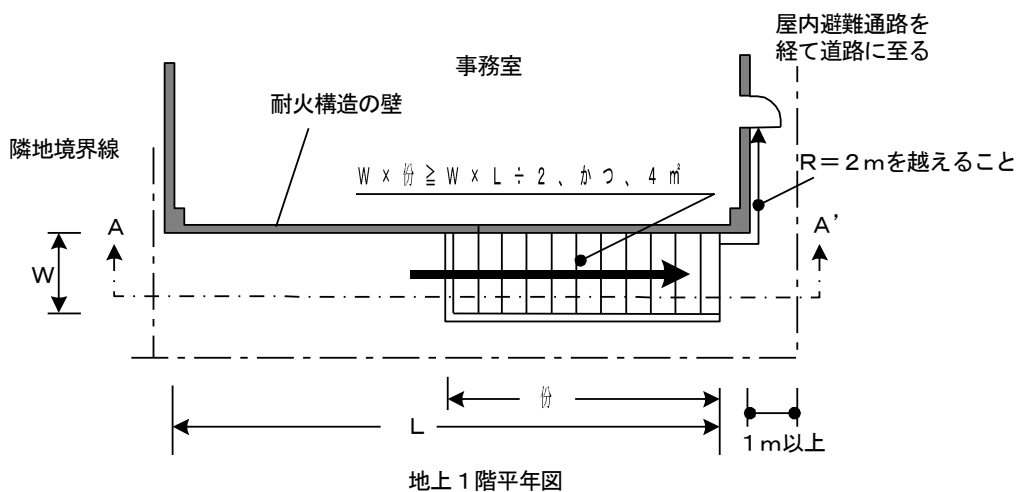
ク キの屋外通路又はピロティーは、告示第2号第3.1.(1).ト又は第3.1.(3)の例により設けた幅員1メートル以上の避難通路に通じていること。

図1-1

階段の上部の一部が外気に開放されている場合の例



地下1階平面図



地上1階平面図

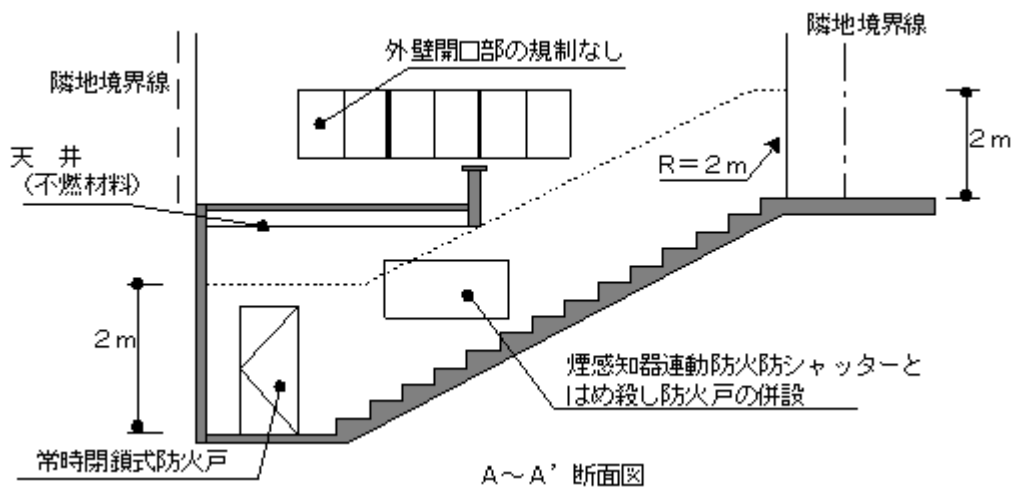
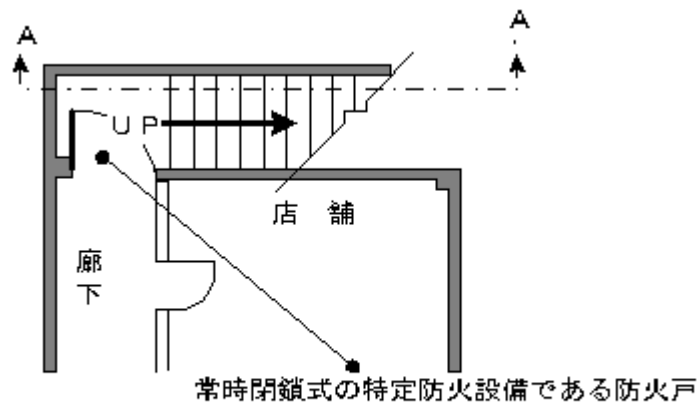
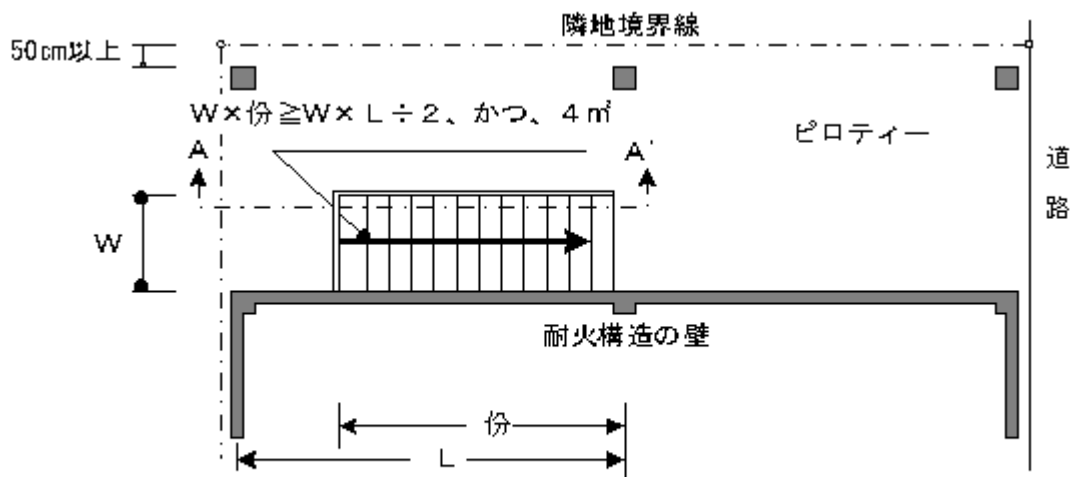


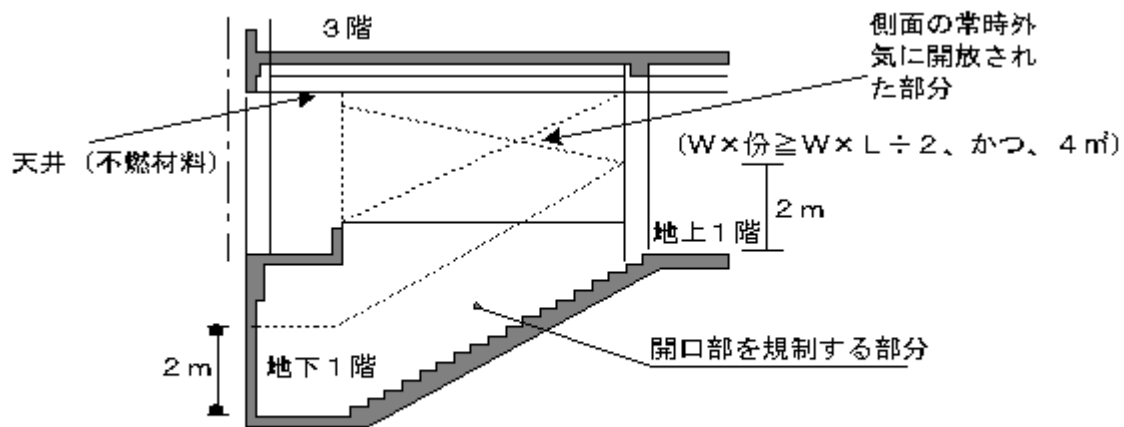
図 1 - 2  
階段の上方に屋根がかかっている場合の例



地下1階平面図



地上1階平面図



A～A' 断面図

## 2 屋内避難階段等の部分の取り扱い

建築基準法施行令第 123 条第 1 項第 1 号の規定による屋内避難階段に、次により排煙上有効な開口部を階段室の最上部、及び、階段室の各階又は各階の中間の部分ごとに設けた場合にあっては、当該階に設置する避難器具の個数は当該避難階段を利用することができる階ごとにそれぞれ令第 25 条第 2 項第 1 号の規定による避難器具の設置個数から当該避難階段の数を引いた数とすることができる。(図 2)

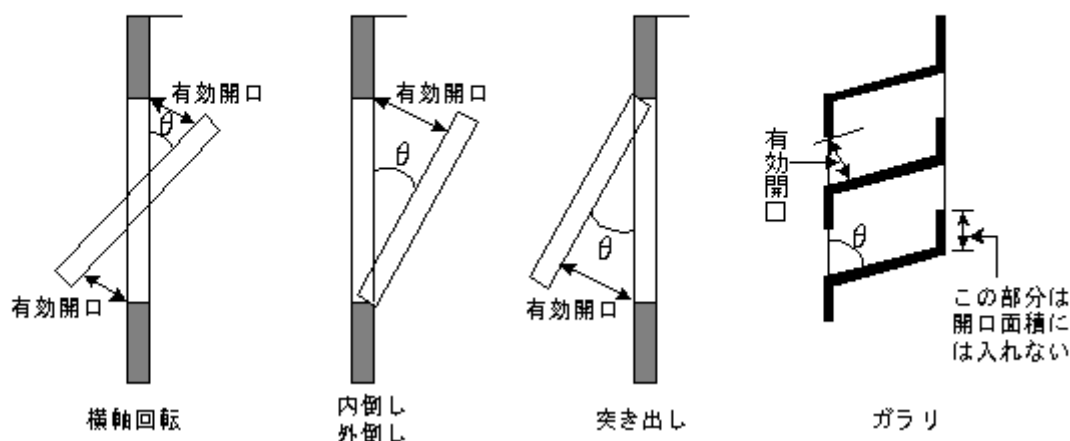
(1) 開口部の有効開口面積は、開放形式に応じて次式により算定した値が 2 平方メートル以上となること。

$$\text{有効開口面積} = \text{純開口面積} \times K$$

K の値は、開放形式に応じて下表によること

開放形式	回転角 ( $\theta$ )	K	備 考
引き違い、片引き		1	
上げ下げ		1	
開き		1	45° 以上開くこと
縦軸回転		1	45° 以上開くこと
横軸回転 倒し 突き出し	$90^\circ \geq \theta \geq 0^\circ$	$\sin \theta$	すべり出しの場合の上部開口部分は $K = 1$ としてよい。
ガラリ	$90^\circ \geq \theta \geq 0^\circ$	$\sin \theta$	

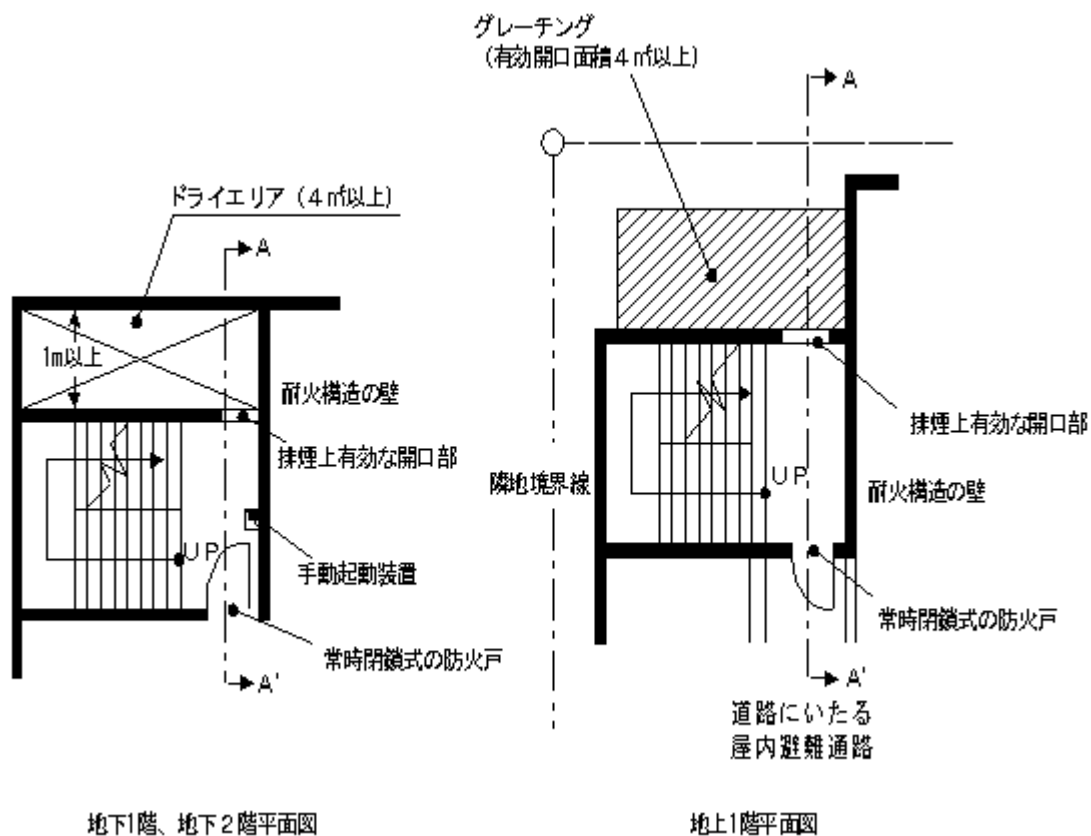
## θのとり方



- (2) 開口部の上端は、当該階段の天井の高さの位置にあること。
- (3) 開口部の開放装置は、次に適合する手動起動装置及び自動起動装置の作動と連動してすべての開放装置が起動するものであること。
  - ア 手動起動装置は、階段の各階入口部分又は各開口部の直近で床面から 80 センチメートル以上 1.5 メートル以下の高さの位置に設けること。
  - イ 自動起動装置は、規則第 23 条第 4 項第 7 号の規定又は当該規定の例により設けた煙感知器と連動して作動するものとする。
  - ウ 開放装置には非常電源を設けること。
  - エ ウの非常電源及び配線は、排煙設備の基準（第 3）を準用する。
- (4) 開口部を地階に設ける場合は、次に適合するドライエリアに面して設けること。
  - ア 開口部と当該開口部に相対するドライエリアの壁との間は、水平距離 1 メートル以上離すこと。
  - イ ドライエリアの大きさは、地階に設ける開口部の数に 2 平方メートルを乗じて得た数以上の水平投影面積を有すること。
  - ウ ドライエリアの上部にグレーチング等でふたをする場合は、当該ふたの有効開口部の合計が、イの水平投影面積以上であること。

図 2 - 1

階段の最上部及び各階の部分ごとに排煙上有効な開口部を設けた場合の例





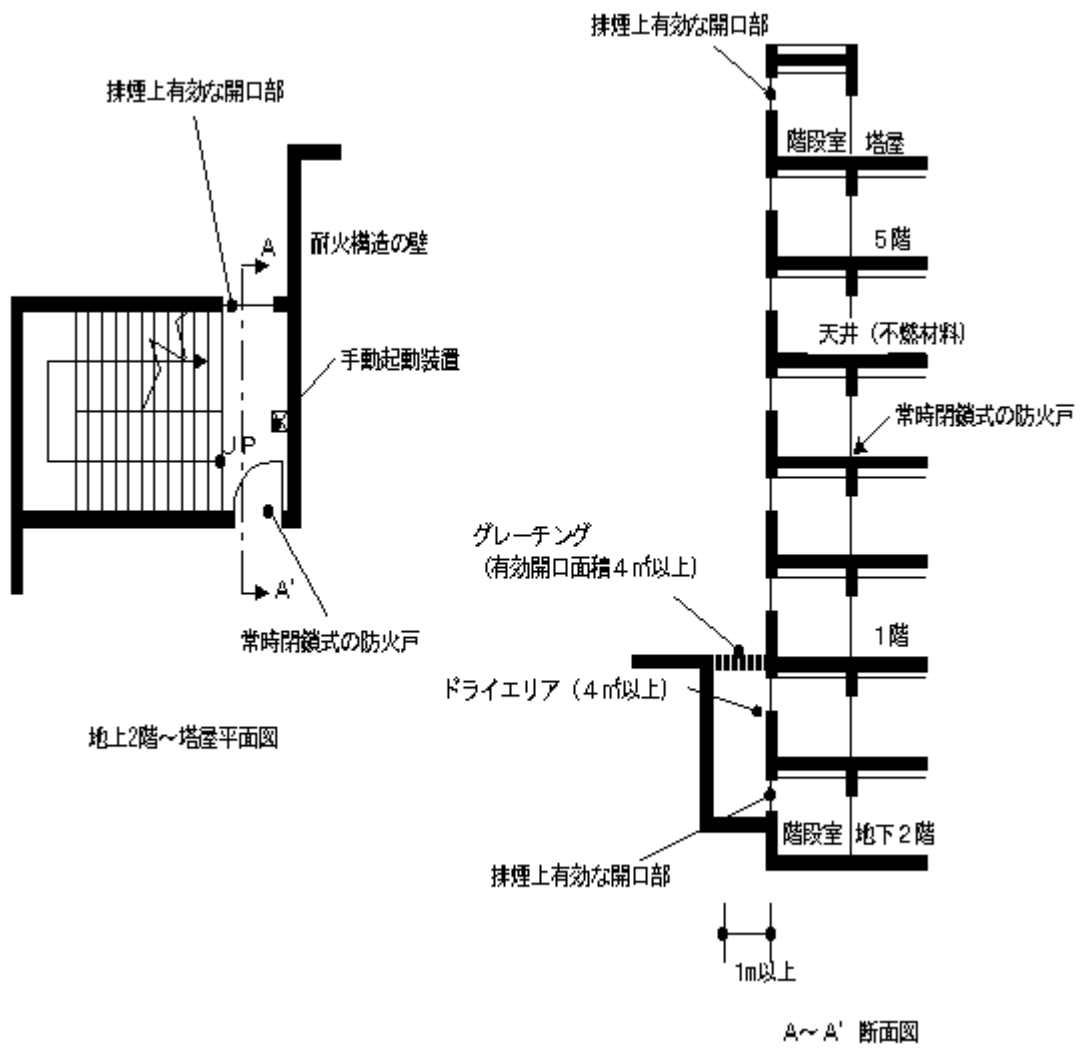
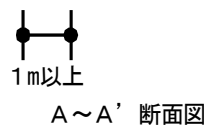
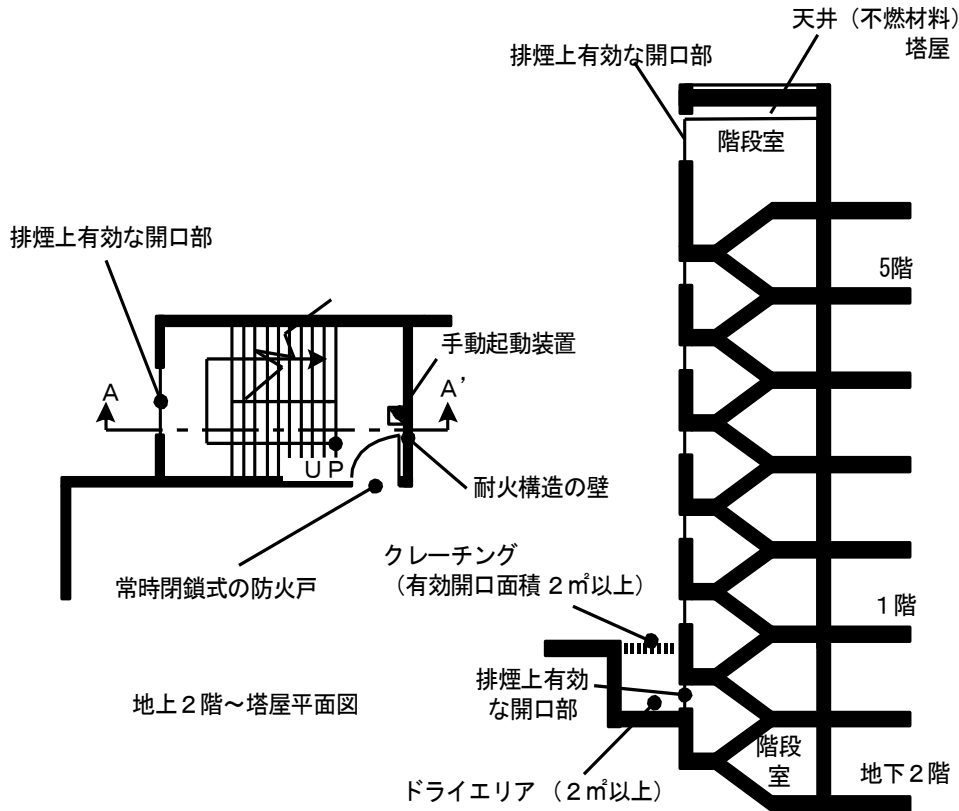
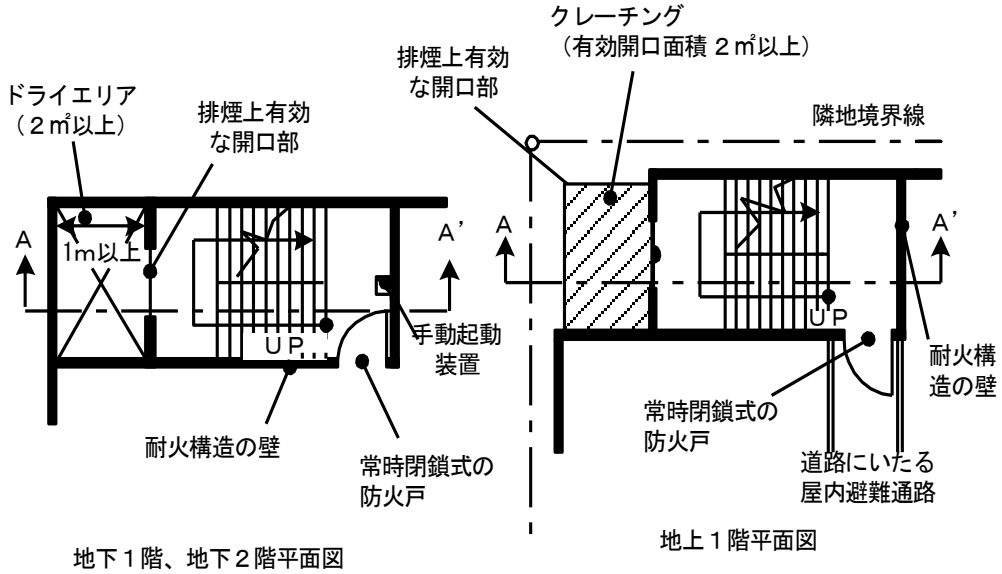


図 2 - 2

階段の最上部及び各階の中間の部分ごとに排煙上有効な開口部を設けた場合の例



### 3 学校施設等の取扱い

令第25条第1項第3号の規定の適用を受ける防火対象物の階（主要構造部を準耐火構造とした令別表第1（7）項に掲げる防火対象物の階に限る。）のうち、当該防火対象物の階段等避難施設による避難が容易であると判断されるもので次に該当する場合は、避難器具を設置しないことができる。

- (1) 2箇所以上設けられた教室等の出入口から地上又は避難階に通ずる直通階段が2以上設けられ、当該教室等の各部分から1の直通階段に至る歩行距離が概ね30メートル以下で、かつ、当該相互間の距離が概ね50メートル以下又は階段相互間の教室等の数が4以下となるよう階段が配置されていること。ただし、袋路状の部分にあっては、教室等の数が2以下であること。（図4）
- (2) 自動火災報知設備が令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- (3) 地上に通ずる廊下及び階段の壁及び天井（天井のない場合にあっては屋根）の屋内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものであること。

図4-1

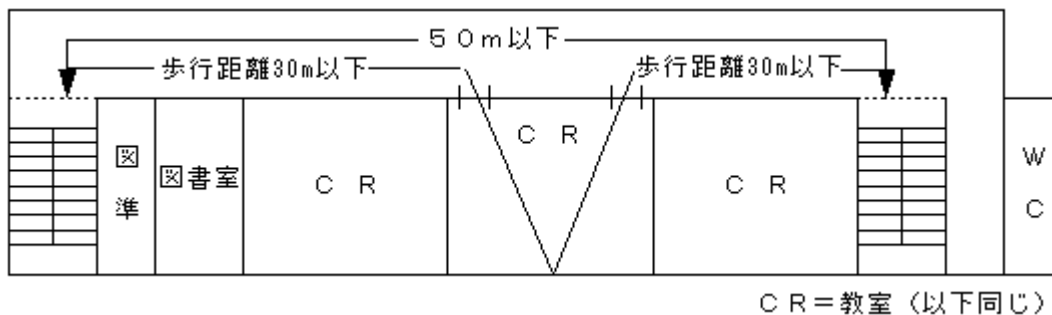


圖 4-2

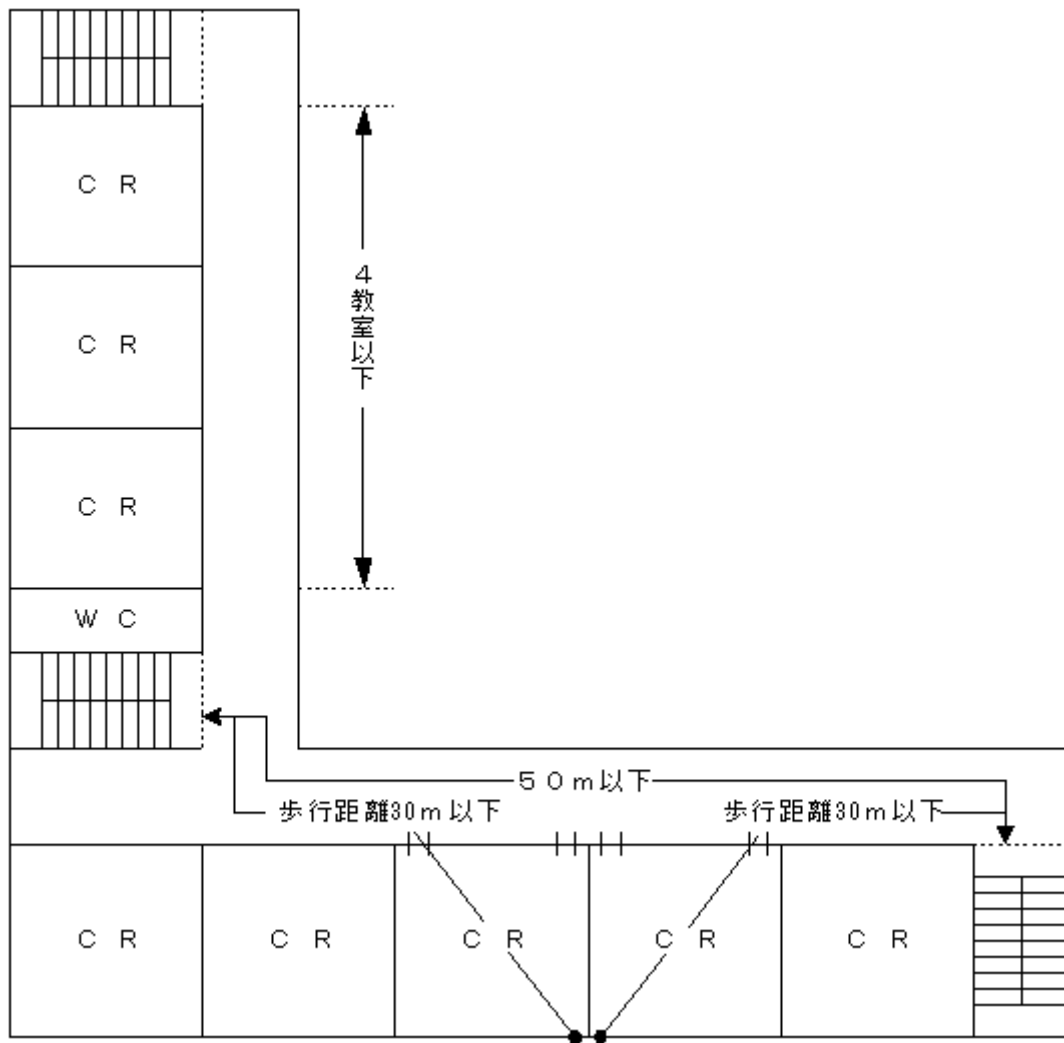


図4-3

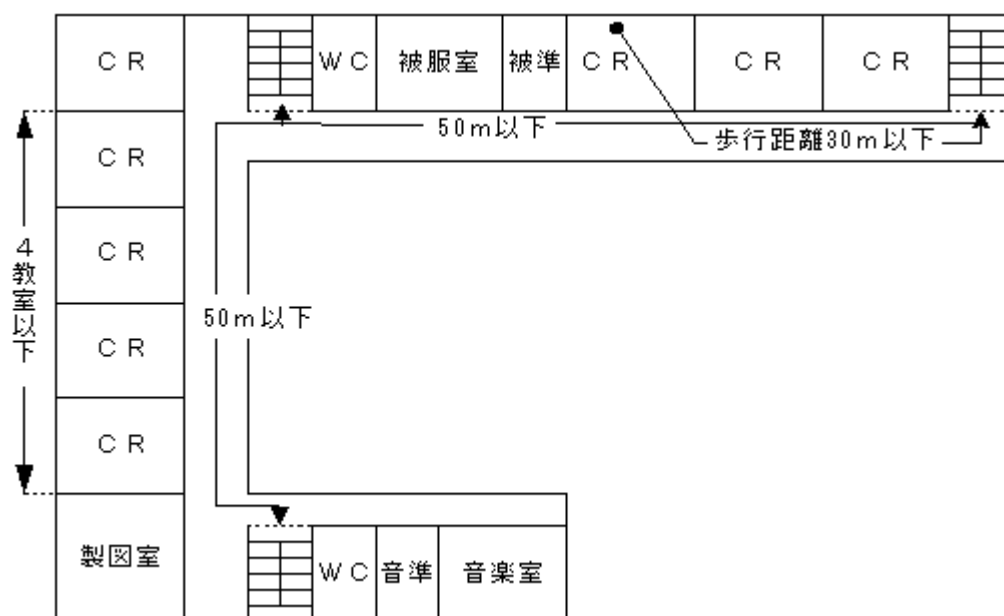


図4-4

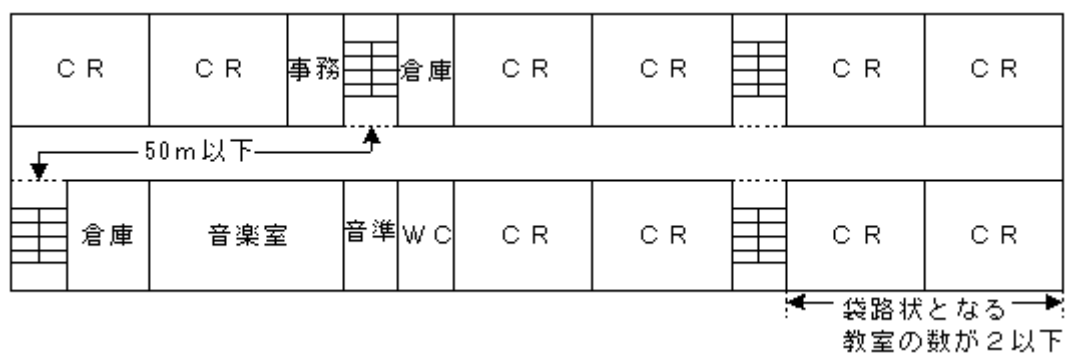
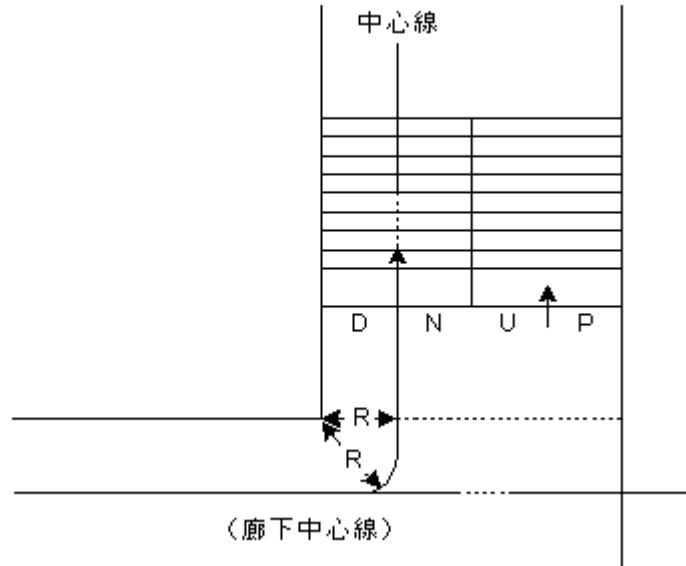


図 4 - 5

備考：歩行距離等判定要領



- 4 令別表第一(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項、(10)項、(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物の 10 階以下の階（地階を除く。）が、次の(1)から(6)までに定めるすべてに該当する場合には、避難器具を設置しないことができる。
- (1) 主要構造部が耐火構造であること。
  - (2) 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが下地を含めて、不燃材料又は準不燃材料で施されていること。
  - (3) 建築基準法施行令第 123 条に規定する避難階段若しくは特別避難階段又は他の部分と防火区画された勾配が、10 分の 1 以下の傾斜路（以下単に「避難階段等」という。）が建築基準法施行令第 120 条の規定に適合し、かつ、次のアからエまでのいずれかにより設けられていること。
    - ア 床面積が 1,000  $\text{m}^2$  以下の階で、避難階段等の数が 3 以上となるもの。
    - イ 床面積が 1,000  $\text{m}^2$  を超え 2,000  $\text{m}^2$  以下の階で、避難階段等の数が 4 以上となるもの。
    - ウ 床面積が 2,000  $\text{m}^2$  を超え 4,000  $\text{m}^2$  以下の階で、避難階段等の数が 5 以上となるもの。
    - エ 床面積が 4,000  $\text{m}^2$  を超える階で、避難階段等の数が 5 に、4,000  $\text{m}^2$  を超える床面積が 2,000  $\text{m}^2$  以下ごとに 1 を加えた数以上となるもの。
  - (4) 避難階段等は、避難上有効に相離された位置に設けられていること。

- (5) 2以上に防火区画する階は、防火区画ごとに1以上の避難階段等が避難上適正な位置に設けられていること。
  - (6) (5)の防火区画の相互は、自動閉鎖装置付の甲種防火戸（防火シャッターを除く。）で避難上有効に連絡できること。
- 5 4に掲げる防火対象物の階で、次の(1)から(4)までのすべてに該当する渡り廊下を有する防火対象物は渡り廊下を共有するそれぞれの防火対象物の階に2個の避難器具を、また、建築基準法施行令第123条の規定に適合する特別避難階段を有する防火対象物は階ごとに1個の避難器具を設けたものとみなす。
- (1) 耐火構造であること。
  - (2) 渡り廊下を共有する防火対象物は耐火構造であること。
  - (3) 渡り廊下の両端の出入り口に自動閉鎖装置付きの甲種防火戸（防火シャッターを除く。）が設けられていること。
  - (4) 避難、通行及び運搬以外の用途に供しないこと。
- 6 避難器具の設置を要する防火対象物の階で、前面道路に面する部分にしか避難器具を設置する場所がなく、かつ、当該部分に階段がある場合、次に該当するものについては、避難器具を設置しないことができる。
- (1) 主要構造部を耐火構造若しくは準耐火構造とし、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが下地を含めて、不燃材料又は準不燃材料で施したもので、次のすべてに該当するもの。
    - ア 当該部分に自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、消火器等の消防設備が設置されているもの。
    - イ 階段が、平成14年消防庁告示第7号に準じた構造であるもの、または階段に面する出入り口に自動閉鎖装置付きの甲種防火戸若しくは乙種防火戸（防火シャッターを除く。）が設けられている等防火上有効に区画されているもの。
    - ウ 居室の各部分から階段までの歩行距離が20m以内であるもの。
  - (2) (1)以外のもので、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが下地を含めて、難燃措置の基準と同等以上としたもので、次のすべてに該当するもの。
    - ア 当該部分が就寝の用途に供しないもの。
    - イ 地階を除く階数が3以下のもの。
    - ウ 当該部分に自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、消火器等の消防設備が設置されているもの。
    - エ 居室の各部分から階段までの歩行距離が20m以内であるもの。
  - (3) 避難器具の設置を要する防火対象物の階で、隣接建物のベランダ、バ

ルコニー、屋上等を利用して避難経路を確保できるもの。

なお、これら避難経路が避難通路として保障されている期間内に限る。

## 第2 誘導灯及び誘導標識の特例基準

誘導灯及び誘導標識を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 令別表第1(6)項ニ及び(7)項に掲げる防火対象物並びに(16)項に掲げる防火対象物のうち(6)項ニ及び(7)項の用途に供される部分で、日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分である廊下等及び階段については、通路誘導灯を設置しないことができる。
- 2 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物並びに(16)項に掲げる防火対象物のうち(7)項の用途に供される部分で、次に適合するものについては、避難口誘導灯を設置しないことができる。
  - (1) 日出から日没までの間のみ使用し、避難上採光が十分であること。
  - (2) 誘導標識が規則第28条の3第5項の技術上の基準により設置されていること。
- 3 令別表第1(5)項ロに掲げる用途に供する部分のみで構成されている防火対象物の一部の住戸を宿泊施設として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)となる場合であっても、次に掲げる要件を満たすものについては、当該宿泊施設の存する階のみに誘導灯を設置することができる。

なお、当該防火対象物は地階、無窓階及び11階以上の階が存しないものであること。

  - (1) 主要構造部が耐火構造であること。
  - (2) 住戸(宿泊施設として使用される部分を含む。(3)及び(4)において同じ。)が耐火構造の壁及び床で、200㎡以下に区画されていること。
  - (3) 住戸と共用部分を区画する壁に設けられる開口部には防火設備(主たる出入口に設けられるものにあつては、随時開くことができる自動閉鎖装置付の防火戸に限る。)が設けられていること。
  - (4) (3)の開口部の面積の合計は、一の住戸につき4㎡以下であり、かつ、一の開口部の面積が2㎡以下であること。
- 4 従来、建物全体が一般住宅の用に供されていた戸建ての家屋で、令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物又は複合用途防火対象物において、以下の(1)から(3)に該当する部分には、令第26条の規定にかかわらず、当該各部分における誘導灯及び誘導標識の設置を要しないことができる。



なお、(1). ア. (イ)及び(2). アの要件である「夜間であっても迷うことなく」とは、当該防火対象物の利用者が各居室から廊下又は通路に出た際に、避難口や避難階に通ずる階段を容易に見とおし、かつ、識別することができる必要があり、各居室から避難口に通ずる廊下又は通路に曲り角等がないこと。

(1) 次のアからウまでのすべての要件に該当する避難階

ア 以下のいずれかの要件に該当すること。

(ア) 各居室から直接外部に容易に避難できること。

なお、「直接外部に容易に避難できること」とは、すべての居室において、他の室を経由することなくガラス戸等を開けることにより容易に外に避難できることをいう。なお、ガラス戸部分に腰壁がある場合、雨戸等により当該防火対象物に不案内な者が外部であることを判断できない可能性がある場合等の避難に支障がある場合は適用できないこと。

(イ) 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

イ 防火対象物の外に避難した者が、当該防火対象物の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 防火対象物の従業者がその利用者に対して避難口等の案内を行う、利用者から見やすい位置に避難経路図を掲示する等により、防火対象物に不案内な利用者でも容易に避難口の位置を理解できる措置が講じられていること。

(2) 次のアからウまでのすべての要件に該当する2階以上の階であって避難階以外のもの

ア 防火対象物に不案内な者でも各居室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難階に通ずる階段に到達できること等簡明な経路により容易に避難できること。

イ 非常用の照明装置を廊下等の避難経路に設置すること又は利用者が常時容易に使用できるように携帯用照明器具を居室内に設置すること等により、夜間の停電時等においても避難経路を視認できること。

ウ (1)ウの要件を満たしていること。

(3) 一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物の部分のうち、当該一般住宅の用途に供される部分（令別表対象物の用途に供される部分からの避難経路となる部分を除く。）

5 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の一部の住戸を同表(5)項イに掲

げる用途として使用することにより、同表(16)項イに掲げる防火対象物となる場合であっても、次に掲げる要件を満たす各独立部分には、誘導灯及び誘導標識を設置しないことができる。

また、同表(5)項イに掲げる防火対象物においても、同様の要件を満たす各客室又は各独立部分には、誘導灯及び誘導標識の設置を要しないことができる。

- (1) 各独立部分の床面積が 100 m<sup>2</sup>以下であること。
- (2) 各独立部分内の廊下等に非常用の照明装置を設置し、又は、各宿泊室に携帯用照明器具を設けること。
- (3) すべての宿泊室（直接外部又は避難上有効なバルコニーに至ることができる宿泊室を除く。）から 2 以上の居室を経由せず、各独立部分の主たる出入口に通ずる廊下等に至ることができること。  
ただし、他の居室を経由して避難することが必要な場合には、当該經由する居室に非常用の照明装置を設置し、又は、他の居室を経由して避難することが必要な居室に携帯用照明器具を設置すること。
- (4) (3)の廊下等に曲がり角又は扉が複数あり、避難に支障があると認められる場合は、当該廊下等に誘導標識を設置すること。

## 第 5 節 消防用水

仮設建築物で、消防用水を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、屋内消火栓設備の特例基準（第 2. 3）に適合するものについては、令第 32 条の規定を適用し、消防用水を設置しないことができる。

## 第6節 消火活動上必要な施設

### 第1 排煙設備の特例基準

排煙設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、仮設建築物で、屋内消火栓設備の特例基準（第2. 3）に適合するものについては、令第32条の規定を適用し、排煙設備を設置しないことができる。

### 第2 加圧防排煙設備の特例基準

未制定

### 第3 連結散水設備の特例基準

連結散水設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、当該設備を設置しないことができる。

- 1 屋内消火栓設備の特例基準（第2（3を除く。））に該当するもの。
- 2 屋内消火栓設備の特例基準、第2. 2.（1）から（3）の用途に供される場所又は部分に設けられる階段（室）
- 3 令別表第1（10）項に掲げる防火対象物又はその部分で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたもののうち、次に掲げるもの。
  - （1）乗降場、コンコース、通路及び売店（移動可能なもので、出火のおそれが少ないと認められるものに限る。）
  - （2）軌道敷きの部分
  - （3）連結送水管が設けられている場合で、階段（室）、エスカレーターその他これらに類する場所。
- 4 主要構造部を、耐火構造とした防火対象物で、外周（外壁）が2面以上、かつ、周長の2分の1以上がドライエリアその他の外気（以下「ドライエリア等」という。）に開放されているもので、次の全てに適合するもの。
  - （1）ドライエリア等に面して、消火活動上有効な開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さが、それぞれ0.75m以上及び1.2m以上の開口部。）を2以上有する普通階（規則第5条の2第1項による。以下同じ。）で、かつ、当該開口部は、規則第5条の2第2項各号（第2号を除く。）に該当するものであること。
  - （2）開口部が面するドライエリア等の幅は、当該開口部がある壁から2.5m以上若しくはこれと同等以上の安全性が確保され、消火活動上支障がな

いと認められるもの。

- (3) ドライエリア等には地上からその底部に降りるための傾斜路、階段等（以下「傾斜路等」という。）の施設が設けられていること。
- (4) ドライエリア等の面する部分の外壁の長さが30mを超えるものは、2以上の傾斜路等を有すること。この場合、1以上の傾斜路等は、ドライエリア等の端部に設けることとし、他の傾斜路等とは、近接しないものであること。

#### 第4 連結送水管の特例基準

連結送水管を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、次のいずれかに該当するものについては、令第32条の規定を適用し、それぞれ当該各項に定めるところによる。

- 1 屋内消火栓設備の特例基準（第2（2）（2）アを除く。）に掲げる防火対象物又はその部分のうち、不燃材料で造られており、かつ、出火の危険がないと認められるもの又は出火若しくは延焼のおそれが著しく少ないと認められるものについては、連結送水管を設置しないことができる。
- 2 地階を除く階数が7以上の建築物のうち、延べ面積が2,000平方メートル未満で、7階以上の階の部分昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに使用し、かつ、当該部分に電動機以外の可燃物を収容又は使用しないものについては、連結送水管を設置しないことができる。

#### 第5 非常コンセント設備の特例基準

非常コンセント設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分のうち、仮設建築物で、その存する期間が6カ月以内のもの又は次に該当する防火対象物については、令第32条の規定を適用し、非常コンセント設備を設置しないことができる。

- (1) 11階以上の部分の床面積の合計が200平方メートル以下であるもの。
- (2) 11階以上の部分を昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するもの以外の用途に使用せず、かつ、電動機等以外の可燃物を収容又は使用しないもの。

#### 第6 無線通信補助設備の特例基準

未制定

## 第 7 節 非常電源

未制定

## 第 8 節 総合操作盤

未制定

## 第9節 特定共同住宅等

この節における用語の意義は、第8章、第1の例による。

主たる用途である令別表第1（5）項ロ以外の用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であることにより、予防事務審査基準、第2章、第1. 1.（2）. イに基づき、令別表第1（5）項ロとしてみなされている部分（以下「従属的な部分」という。）が存する特定共同住宅等の一部を住戸利用施設として使用し、従属的な部分と住戸利用施設との床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%を超える又は300㎡以上となることにより、特定共同住宅等の要件に適合しなくなる場合であっても、以下の全ての要件を満たすときは、令第32条の規定を適用し、共住省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を設置することができる。

- 1 当該防火対象物の各部分が、共住省令（第2条第1号の規定を除く。）及び火災の発生又は延焼のおそれが少ないものとして、位置・構造告示に適合すること。この場合において、従属的な部分は共住省令第2条第2号に規定する住戸（令別表第1（5）項イ並びに（6）項ロ及びハに掲げる用途に供される各独立部分を除く。）とみなして当該規定を適用すること。
- 2 住戸利用施設の各独立部分の床面積が、いずれも100㎡以下であること。
- 3 令別表第1（5）項ロに掲げる用途に供される部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の2分の1以上であること。
- 4 従属的な部分の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%以下、かつ、300㎡未満であること。
- 5 従属的な部分は、床面積150㎡以内ごとに2号告示第3第3号に規定する基準に適合する構造で区画されていること。



